

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行情）諮問第541号）

答申日：平成29年11月1日（平成29年度（行情）答申第281号）

事件名：中国公開特許公報の解析及びデータ作成事業に係る契約書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる9文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月15日付け20150416特許14により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

法人の代表者印が不開示とされているが、行政機関における入札であるから、税金が使われる以上、本来公開が予定されている情報といえ、開示すべきである。

契約書中の提案書についても、行政機関における入札であるから、税金が使われる以上、本来公開が予定されている情報といえ、開示すべきである。

（2）意見書

諮問庁は、理由説明書において「提案書は、処分庁が公示する仕様書に基づき、競合する他者との競争を優位にするために事業者が作成し提案したものであり、本件事業の具体的な実施手順、業務スケジュール及び実施体制等について、詳細かつ網羅的に記載されており、事業者が蓄積してきた創意工夫や技術ノウハウの結集といえるものである。したがって、これを公にすることにより、今後、他の類似事業の競争において競合関係にある他者等が、当該提案内容を加工・改善を加えて創意工夫を流用することや、技術ノウハウを容易に模倣されるなどの可能性があることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する

おそれがある。そのため、法5条2号イの不開示情報に該当することから、引き続き不開示とする。」旨記載されているが、かかる記載は不当である。すなわち、たとえ技術ノウハウを含む提案書であっても、処分庁が公示する仕様書に基づき記載されている以上、処分庁が公示する仕様書に直接対応した記載（例えば、タイトル等）等は、ノウハウとはいえず、本来公開されるべきものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

処分庁は、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、平成27年6月15日付けで一部開示とする原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法5条2号イに該当する部分を除いて開示する旨の原処分を行った。

文書1ないし文書9の一部である契約書の法人の代表者印は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当し、不開示とした。

また、文書1の一部である契約書中の提案書に係る内容は、当該事業を行うに当たり、総合評価方式における技術評価を行うための審査資料として提案されたものであり、事業を行うために企業が持つ最新技術及びノウハウを基に検討され、提案書全てにおいて技術ノウハウが含まれた内容となっており、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当し、不開示とした。

3 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、不開示部分について「行政機関における入札であるから、税金が使われる以上、本来公開が予定されている情報といえ、開示すべきである。」と主張しているため、以下検討する。

(1) 法人に関する情報について

契約書中の代表者印については、その契約書が作成者自らの意思によるものであることを証し、作成者の責任を明らかにするためのものであることから、そのような目的で使用される形状を備えているものであり、このような法人の代表者印を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。そのため、法5条2号イの不開示情報に該当することから、引き続き不開示とする。

(2) 提案書について

提案書は、処分庁が公示する仕様書に基づき、競合する他社との競争を優位にするために事業者が作成し提案したものであり、本件事業の具体的な実施手順、業務スケジュール及び実施体制等について、詳細かつ

網羅的に記載されており、事業者が蓄積してきた創意工夫や技術ノウハウの結集といえるものである。したがって、これを公にすることにより、今後、他の類似事業の競争において競合関係にある他者等が、当該提案内容を加工・改善を加えて創意工夫を流用することや、技術ノウハウを容易に模倣されるなどの可能性があることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。そのため、法5条2号イの不開示情報に該当することから、引き続き不開示とする。

また、本件事業の担当者名及び役職の記載については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当しないことから、引き続き不開示とする。

さらに、提案書表紙に記載された担当者のメールアドレスについては、一般には公にされておらず、公にすれば、嫌がらせや関係者からの働きかけを誘発するなど、法人の業務の遂行に支障を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがある。そのため、法5条2号イに該当することから、引き続き不開示とする。

4 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分 of 正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年9月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月20日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同月27日 | 審議 |
| ⑤ 平成29年10月10日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書9である。

異議申立人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 印影について

文書1ないし文書9においては、特定法人の法人印の印影及び代表者

印の印影が不開示とされている。

当該部分は、書面が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであると認められ、公にすることにより、書面が偽造され悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 提案書について

文書1においては、①提案書の提出日、担当者の所属部署、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス及び②提案の内容が不開示とされている。

当該部分のうち、①については、特定法人が公表していない内部情報であり、②については、特定法人が企図した「平成27年度中国公開特許公報の解析及びデータ作成事業」に係る具体的かつ詳細な業務内容、業務実施手順、業務スケジュール、事業実施体制等であり、当該法人の業務上のノウハウ等の内部情報であると認められるので、これを公にすることにより、当該法人の業務上のノウハウ等が競業他社等に模倣されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号及び2号イに該当することから不開示とすべきとしている部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

	契約年月日	契約件名
文書 1	平成 27 年 4 月 1 日	中国公開特許公報の解析及びデータ作成事業
文書 2	平成 27 年 4 月 1 日	優先権証明書等作成に係る装丁（書類綴じ・リボン掛け等）作業
文書 3	平成 27 年 4 月 1 日	移転申請書のコード付与・登録記事抽出作業及びデータ作成
文書 4	平成 27 年 4 月 1 日	種苗法による標章審査資料（サブデータ）の解析及びデータ作成
文書 5	平成 27 年 4 月 1 日	地理的表示に係る標章審査資料（サブデータ）の解析及びデータ作成
文書 6	平成 27 年 4 月 1 日	国際商標登録出願の願書等に英語で記載された指定商品・サービス名等の翻訳及び類似群コード調査事業
文書 7	平成 27 年 4 月 1 日	標章審査資料（サブデータ）の解析及びデータ作成
文書 8	平成 27 年 4 月 1 日	商標見本の解析及びデータ作成
文書 9	平成 27 年 4 月 1 日	英日機会翻訳済明細書全文データを蓄積した外国特許文献データベースを有するインターネットサイト